

## 早島町市街化調整区域の地区計画運用指針

### (目的)

第1条 この運用指針は、本町の市街化調整区域における地区計画制度の運用及び地区計画素案の作成に関し、集落地域の維持、産業用地の確保等の課題に対応し、改善すべき地域では地域主導の計画的な土地利用を誘導する等市街化調整区域におけるバランスの取れた土地利用の実現を目指すことを目的とし、「都市計画運用指針」及び岡山県の「市街化調整区域における地区計画の協議又は同意に関する指針」（以下「都市計画運用指針等」という。）に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この運用指針において使用する用語の意義は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）において使用する用語の例による。

2 この運用指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 地区計画素案

早島町地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成27年条例第2号）に規定する地区計画等の原案の内容となるべき事項をいう。

#### (2) 住居系用途地域

法に規定する第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第1種住居地域（特別工業地域を含む）をいう。

#### (3) 商業系用途地域

法に規定する近隣商業地域をいう。

#### (4) 工業系用途地域

法に規定する準工業地域及び工業地域をいう。

#### (5) 地域活動拠点

小学校及び中学校、町役場、町民総合会館、中央公民館、コミュニティハウスその他の地域活動の拠点となっている施設をいう。

### (基本方針)

第3条 地区計画素案の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 早島町総合計画及び早島町都市計画マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）等との整合を図ること。
- (2) 市街化を抑制すべき区域という市街化調整区域の基本理念を逸脱しないようにすること。
- (3) 一建築物の建築又は一敷地の開発を可能とするための便宜的な手法として活用しないこと。

（適用区域の制限）

第4条 地区計画の区域には、原則として次の区域又は地域を含まないものとする。ただし、当該区域又は地域の指定の解除が見込まれる場合は、この限りでない。

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域
- (2) 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号。以下「流市法」という。）第7条に規定する流通業務団地の都市計画が定められている土地の区域
- (3) 農地法（昭和27年法律第229号）による農地転用が許可されないと見込まれる農用地
- (4) 森林法（昭和26年法律第249号）に規定する保安林、保安施設地区、保安林予定森林及び保安施設地区予定地
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第8条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
- (6) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- (7) 国、県及び町において史跡、名勝、天然記念物、建造物その他の文化財の保護上保全を必要とする区域
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法令による規制区域

2 地区計画の区域の設定に当たっては、次に掲げる区域について配慮するものとする。

(1) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項に規定する浸水想定区域

(2) 前号に掲げるもののほか、災害防止の観点から特に配慮すべきと考えられる区域

（地区計画の区域）

第 5 条 地区計画の区域の境界は、原則として道路、鉄道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等の土地の範囲を明示するのに適当なものにより定めるものとする。ただし、良好な環境の街区の整備に支障がないと認めるときはその境界の一部を樹木、けい畔等の地物によることができる。

（地区計画の内容）

第 6 条 地区計画については、法第 12 条の 4 第 2 項及び法第 12 条の 5 第 2 項の規定により、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 名称、位置、区域及び区域の面積

(2) 地区計画の目標

(3) 当該区域の整備、開発及び保全に関する方針（以下「地区計画の方針」という。）

(4) 地区整備計画

（地区計画の方針）

第 7 条 地区計画の方針は、当該地区のまちづくりの基本的方向を示す総合的な指針として、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 土地利用の方針

(2) 地区施設の整備方針

(3) 建築物等の整備方針

(4) その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針

2 前項の地区計画の方針は、当該地区の周辺における市街化を促進することがない等市街化調整区域の性格及び当該地区の特性を踏まえ、自然環境の保全、ゆとりある良好な市街地環境の維持及び形成、周辺の景観、営農条件との調和並びに地域の活性化等について、必要な事項を明らかにするものとする。

（地区整備計画に定める事項）

第8条 地区整備計画には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項のうち、地区計画の目標及び地区計画の方針の具体化に向けて必要な事項を定めるものとする。

(1) 地区施設の配置及び規模

ア 道路の配置及び規模

イ 公園、緑地、広場その他の公共空地の配置及び規模

(2) 建築物等に関する制限

ア 建築物等の用途の制限

イ 建築物の容積率の最高限度

ウ 建築物の建ぺい率の最高限度

エ 建築物の敷地面積の最低限度

オ 壁面の位置の制限

カ 壁面後退区域における工作物の設置の制限

キ 建築物等の高さの最高限度

ク 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限

ケ 緑化率（都市緑地法（昭和48年法律第72号）第34条第2項に規定する緑化率をいう。）の最低限度

コ 垣又は柵の構造の制限

(3) 土地の利用に関する事項

ア 現存する樹林地、草地等で良好な環境の確保に必要なものの保全を図るための制限

（地区計画素案の作成者）

第9条 地区計画素案は、地区計画の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。）の区域内の土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地所有者等」という。）が主体となり、町その他の関係者との協議及び調整を密に行い、作成するものとする。

2 土地所有者等は、必要に応じて地区計画素案の作成を事業者に委任することができるものとする。

(合意形成)

第 10 条 地区計画素案の作成者は、地区計画素案の作成に当たり、検討の段階から土地所有者等が参加する機会を設け、意見の反映に努めるものとする。

2 地区計画素案の作成者は、地区計画素案の内容について、土地所有者等の同意を得るよう努めなければならない。

(関係機関等との事前協議)

第 11 条 地区計画素案の作成者は、地区が抱える課題等に対応して地区計画の活用を検討する場合は、地区計画素案の作成までに都市計画担当部局と事前協議を行うものとする。

2 地区計画素案の作成者は、地区計画素案の作成までに当該素案の内容について、開発指導担当部局及び道路、公園、排水先河川その他の公共施設の管理者と事前協議を行い、支障のない旨の回答を得ておくものとする。

3 地区計画素案の作成者は、地区計画素案の作成までに、地区計画の区域に含まれる農用地、保安林等について関係部局と事前協議を行い、支障のない旨の回答を得ておくものとする。

4 地区計画素案の作成者は、地区計画素案の作成までに、地区計画の区域が含まれる町内会又は地区計画の区域に隣接する等当該地区計画を決定することにより影響を及ぼすことが想定される町内会、事業所、住宅の居住者等に対し、説明会を開催すること等により、十分な周知を図るものとする。

(区域の規模)

第 12 条 地区計画の区域の面積（以下「区域面積」という。）は、一定のまとまりのある規模として、次に掲げるものとする。

(1) 人口減少と高齢化が進む集落地において、地域コミュニティの維持を図ることを目的とする地区計画（以下「集落環境保全型地区計画」という。）の場合は、0.5 ヘクタール以上とすること。

ただし、当該地区計画の趣旨より過大とならないようにすること。

(2) 既に一定の都市基盤が整備されている既存住宅団地において、良好な住環境の保全及び形成を目指す地区計画（以下「住環境保全型地区

計画」という。)の場合は、0.5ヘクタール以上とすること。

ただし、原則として既存住宅団地の区域を越えないようにすること。

- (3) 市街化区域に隣接し、都市化の圧力が高く、現に宅地化が進行している地区、又は鉄道駅に隣接又は近接し、特に公共交通の利用が見込まれる地区において、良好な住環境を備えた住宅地の形成を目指す地区計画（以下「住環境形成誘導型地区計画」という。）の場合は、5ヘクタール以上とすること。

ただし、住居系用途地域又は商業系用途地域に隣接して定める場合は、1ヘクタール以上とすること。

- (4) 広域交通網の拠点となるインターチェンジ近隣の地区において、流通業務地又は工業地を整備することを目的とする地区計画（以下「インターチェンジ付近型地区計画」という。）の場合は、3ヘクタール以上とすること。

ただし、工業系用途地域に隣接又は近接して定める場合は、1ヘクタール以上とすること。

- (5) 4車線以上の幹線道路沿線において、良好な沿道景観の形成を図ることを目的とする地区計画（以下「幹線道路沿道型地区計画」という。）の場合で、市街化区域に隣接又は近接して定める場合は、5ヘクタール以上とすること。

ただし、流通業務地又は工業地を整備することを目的とする地区計画の場合は、3ヘクタール以上とし、その場合であって工業系用途地域に隣接又は近接して定める場合は、1ヘクタール以上とすること。

- (6) 2車線以上の道路沿線において、近隣住民の生活利便性の向上を図ることを目的とする地区計画（以下「生活向上支援型地区計画」という。）の場合で、住居系用途地域に隣接又は近接して定める場合は、5ヘクタール以上とすること。

ただし、都市計画運用指針等に適合し、集約型都市構造の推進に寄与すると特に認められるものは、1ヘクタール以上とすること。

- (7) 前各号のほか、都市計画マスタープランに記載されており、早島町の都市計画において特に重要と判断される場合は、地区の特性に合わせ、その都度協議し決定すること。

(対象区域の条件)

第 13 条 地区計画の区域は、その周辺において、円滑な交通を処理することができる道路その他の必要な都市基盤が整備されていることに加え、次の各号に掲げる地区計画の類型に応じ、当該各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 集落環境保全型地区計画

ア 原則として地区計画の区域が、過去概ね 20 年間で人口が減少している区域（町内会）に含まれること。

イ 地域活動拠点から、原則として半径 500 メートル以内の区域に地区計画の区域が全て含まれること。

ウ 区域面積から国又は地方公共団体の所有している土地の面積を除いた過半が、既に宅地として登記されている土地又は現に建築物の敷地として使用されている土地（以下「宅地等」という。）の土地利用に供していること。

(2) 住環境保全型地区計画

ア 既存住宅団地であること。

イ 団地内の主要な生活道路については、原則として幅員 6 メートル以上であること。ただし、6 メートル未満であっても、当該道路を地区施設として 6 メートル以上の幅員となるよう定める場合は、この限りでない。

ウ 区域面積の 3 パーセント以上の公園、緑地又は広場その他の公共空地があること。ただし、3 パーセント未満であっても、追加して地区施設として定め、3 パーセント以上となる場合は、この限りでない。

(3) 住環境形成誘導型地区計画

ア 無秩序な個別開発の積重ねにより不良な街区が形成されつつある中で、今後、更に無秩序な開発が進行することを防止し、区域全体として秩序ある住環境を形成するための計画的な開発であること。

イ 鉄道駅から、原則として半径 500 メートル以内の区域に地区計画の区域が全て含まれること。

ウ 区域面積から国又は地方公共団体の所有している土地の面積を除

いた過半が、既に宅地等の土地利用に供していること。

エ 地区計画の区域は、その外周の4分の1以上が市街化区域に隣接していること。

オ 地区計画に定めた内容について、事業等の実施が確実に見込まれること。

#### (4) インターチェンジ付近型地区計画

ア 高速道路インターチェンジの乗り入れ口から、原則として半径1キロメートル以内の区域に地区計画の区域が全て含まれている区域であること。

イ 地区計画の区域内の産業用地の過半について、企業の立地が確実にとなっていること。

ウ 地区計画に定めた内容について、事業等の実施が確実に見込まれること。

#### (5) 幹線道路沿道型地区計画

ア 4車線以上で歩道が整備された道路に面している区域であること。

イ 地区計画の区域内の産業用地の過半について、企業の立地が確実にとなっていること。

ウ 地区計画に定めた内容について、事業等の実施が確実に見込まれること。

#### (6) 生活向上支援型地区計画

ア 2車線以上で歩道が整備された道路に面している区域であること。

イ 地区計画の区域内の業務用地の過半について、企業の立地が確実にとなっていること。

ウ 地区計画に定めた内容について、事業等の実施が確実に見込まれること。

#### (地区施設の配置及び規模)

第14条 第8条第1号に規定する地区施設に関しては、当該地区の地区計画の目標を実現するため、必要に応じて、道路、公園、緑地、広場その他の公共空地を設けることとする。ただし、原則として行政による新たな地区施設の整備は行わないものとする。

2 当該地区施設に係る基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ

当該各号に定める全ての要件を満たすものとする。

(1) 集落環境保全型地区計画

ア 区域内の主要な生活道路は、原則として幅員 6 メートル以上となるよう定めること。

イ 区域面積の 3 パーセント以上の公園、緑地、広場その他の公共空地がない場合は、追加して 3 パーセント以上となるよう定めること。

(2) 住環境保全型地区計画

ア 区域内の道路は、原則として幅員 6 メートル以上とし、区域外の道路と少なくとも 2 箇所以上で接続するよう定めること。

イ 区域面積の 3 パーセント以上の公園、緑地、広場その他の公共空地がない場合は、追加して 3 パーセント以上となるよう定めること。

(3) 住環境形成誘導型地区計画

ア 鉄道駅へのアクセス道路は、原則として幅員 9 メートル以上で歩道が設置されるよう定めること。

イ 区域内の道路は、原則として幅員 6 メートル以上とし、区域外の道路と少なくとも 2 箇所以上で接続するよう定めること。

ウ 区域面積の 3 パーセント以上の公園、緑地、広場その他の公共空地がない場合は、追加して 3 パーセント以上となるよう定めること。

(4) インターチェンジ付近型地区計画及び幹線道路沿道型地区計画

ア 区域内の道路は、原則として幅員 9 メートル以上となるよう定めること。

イ 1 日当たり 20,000 台以上の交通量を有する道路に面する場合は、車両が当該道路から各敷地に直接乗り入れられないよう区域内の各敷地に前面道路となる道路を配置すること。

ウ 区域面積の 3 パーセント以上の公園、緑地、広場その他の公共空地がない場合は、追加して 3 パーセント以上となるよう定めること。

(5) 生活向上支援型地区計画

ア 区域内の道路は、原則として幅員 6 メートル以上とし、区域外の道路と少なくとも 2 箇所以上で接続するよう定めること。

イ 区域面積の 3 パーセント以上の公園、緑地、広場その他の公共空地がない場合は、追加して 3 パーセント以上となるよう定めること。

(建築物等に関する制限)

第 15 条 第 8 条第 2 号の規定により、建築物等に関する制限を定める場合は、市街化調整区域におけるゆとりある良好な都市環境の維持及び増進を図るため、次の各号に掲げる対象地区の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項を基本として、対象地区の特性に応じて定めるものとする。

(1) 集落環境保全型地区計画、住環境保全型地区計画及び住環境形成誘導型地区計画

ア 建築物等の用途は、次に掲げるもののうち、地区計画の目標及び地区計画の方針の具体化に向けて必要なものを定めること。

(ア) 建築基準法別表第 2 (い) 項第 1 号、第 2 号及び第 9 号に掲げる建築物並びにこれらの建築物に付属するもの

(イ) 法第 29 条第 1 項第 2 号から第 11 号までに該当する建築物等のうち、特に住環境を保全及び形成する上で支障のないもの

(ウ) 法第 34 条各号に該当する建築物等のうち、特に住環境を保全及び形成する上で支障のないもの

イ 建築物の容積率は、100 パーセント以下の数値を定めること。

ウ 建築物の建ぺい率は、60 パーセント以下の数値を定めること。

エ 建築物の敷地面積は 150 平方メートル以上の数値を定めること。

オ 壁面の位置は、敷地境界からは 1 メートル以上、道路境界からは 1.5 メートル以上後退するように定めること。

カ 建築物等の高さは、10 メートル以下の数値を定めること。

キ 建築物等の形態又は意匠は、次に掲げる事項を定めること。

(ア) 建築物の外壁及び屋根は、周辺の環境及び景観との調和を図ることとし、彩度の低い色を用いること。

(イ) 広告及び看板類(屋上に設置するものを除く。)は、自己の用に供するものに限り設置できるものとし、全て敷地内に収め、色彩、形態は周辺環境に調和するよう配慮すること。

ク 建築物の緑化率は、3 パーセント以上の数値を定めること。

ケ 道路に面する部分の垣又は柵の構造は、門柱等を除き、次に掲げる事項を定めること。

(ア) 生け垣とすること。

(イ) 高さが 1.2 メートル以下のフェンスと植栽を組み合わせたものとする。

(ウ) 高さが 60 センチメートル以下のレンガ積み又は石垣等の上に植栽を施したものとする。

## (2) インターチェンジ付近型地区計画

ア 建築物等の用途は、別表に掲げる製造業の用途に供する建築物並びにこれに関連する研究施設及び事務所（ただし、周辺の環境悪化をもたらすおそれのある建築基準法別表第 2（ぬ）項に規定する建築物を除く。）又は流通業務施設等（流市法第 5 条第 1 項各号に掲げる施設をいう。）とすること。

イ 建築物の容積率は、200 パーセント以下の数値を定めること。

ウ 建築物の建ぺい率は、60 パーセント以下の数値を定めること。

エ 建築物の敷地面積は、5,000 平方メートル以上の数値を定めること。ただし、地区整備計画による建築物の敷地面積の最低限度が定められた際、当該地区計画の区域内の現に建築物の敷地として使用されている土地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用することができる土地の面積が当該制限未満のもの又は地区施設の整備により当該土地の面積が当該制限未満となるものについては、この限りでない。

オ 壁面の位置は、敷地境界からは 3 メートル以上、道路境界からは 5 メートル以上後退するように定めること。

カ 建築物等の高さは、地区の特性に応じた数値を定めること。

キ 建築物等の形態又は意匠は、次に掲げる事項を定めること。

(ア) 建築物の外壁及び屋根は、周辺の環境及び景観との調和を図ることとし、彩度の低い色を用いること。

(イ) 広告及び看板類（屋上に設置するものを除く。）は、自己の用に供するものに限り設置できるものとし、全て敷地内に収め、色彩、形態は周辺環境に十分配慮し、建築物と一体的なデザインにより設置すること。

ク 建築物の緑化率は、10 パーセント以上の数値を定め、敷地周辺部

に緑地を配置するよう定めること。ただし、工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、緑地及び環境施設面積のそれぞれの敷地面積に対する割合が別途定められている場合は、当該割合によるものとする。

ケ 道路に面する部分の垣又は柵の構造は、生け垣又は高さが 1.8 メートル以下のフェンスと植栽を組み合わせたものとするよう定めること。

### (3) 幹線道路沿道型地区計画

ア 建築物等の用途は、次に掲げるもののうち、地区計画の目標及び地区計画の方針の具体化に向けて必要なものを定めること。

(ア) 別表に掲げる製造業の用途に供する建築物並びにこれに関連する研究施設及び事務所（ただし、周辺の環境悪化をもたらすおそれのある建築基準法別表第 2（ぬ）項に規定する建築物を除く。）又は流通業務施設等（流市法第 5 条第 1 項各号に掲げる施設をいう。）

(イ) 交通の利便性を活かした、産業の振興若しくは居住環境の向上に資するもの。なお、床面積については、地区の特性に合わせ、地区計画の方針の達成に必要な数値を定めること。

イ 建築物の容積率は、200 パーセント以下の数値を定めること。

ウ 建築物の建ぺい率は、60 パーセント以下の数値を定めること。

エ 建築物の敷地面積は、5,000 平方メートル以上の数値を定めること。ただし、地区整備計画による建築物の敷地面積の最低限度が定められた際、当該地区計画の区域内の現に建築物の敷地として使用されている土地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用することができる土地の面積が当該制限未満のもの又は地区施設の整備により当該土地の面積が当該制限未満となるものについては、この限りでない。

オ 壁面の位置は、敷地境界からは 3 メートル以上、道路境界からは 5 メートル以上後退するように定めること。

カ 建築物等の高さは、地区の特性に応じた数値を定めること。

キ 建築物等の形態又は意匠は、次に掲げる事項を定めること。

(ア) 建築物の外壁及び屋根は、周辺の環境及び景観との調和を図ることとし、彩度の低い色を用いること。

(イ) 広告及び看板類（屋上に設置するものを除く。）は、自己の用に供するものに限り設置できるものとし、全て敷地内に収め、色彩、形態は周辺環境に十分配慮し、建築物と一体的なデザインにより設置すること。

ク 建築物の緑化率は、10 パーセント以上の数値を定め、敷地周辺部に緑地を配置するよう定めること。ただし、工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、緑地及び環境施設面積のそれぞれの敷地面積に対する割合が別途定められている場合は、当該割合によるものとする。

ケ 道路に面する部分の垣又は柵の構造は、生け垣又は高さが 1.8 メートル以下のフェンスと植栽を組み合わせたものとするよう定めること。

#### (4) 生活向上支援型地区計画

ア 建築物の用途は、法第 34 条第 1 号に該当するもののうち、近隣住民の生活利便や住環境の向上に資するものとし、その床面積については、地区の特性に合わせ、地区計画の方針の達成に必要な数値を定めること。

イ 建築物の容積率は、200 パーセント以下の数値を定めること。

ウ 建築物の建ぺい率は、60 パーセント以下の数値を定めること。

エ 建築物の敷地面積は、1,000 平方メートル以上の数値を定めること。ただし、地区整備計画による建築物の敷地面積の最低限度が定められた際、当該地区計画の区域内の現に建築物の敷地として使用されている土地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用することができる土地の面積が当該制限未満のもの又は地区施設の整備により当該土地の面積が当該制限未満となるものについては、この限りでない。

オ 壁面の位置は、敷地境界からは 2 メートル以上、道路境界からは 5 メートル以上後退するよう定めること。

カ 建築物等の高さは、15 メートル以下の数値を定めること。

キ 建築物等の形態又は意匠は、次に掲げる事項を定めること。

(ア) 建築物の外壁及び屋根は、周辺の環境及び景観との調和を図ることとし、彩度の低い色を用いること。

(イ) 広告及び看板類（屋上に設置するものを除く。）は、自己の用に供するものに限り設置できるものとし、全て敷地内に収め、色彩、形態は周辺環境に十分配慮し、建築物と一体的なデザインにより設置すること。

ク 建築物の緑化率は、5パーセント以上の数値を定め、敷地周辺部に緑地を配置するよう定めること。

ケ 道路に面する部分の垣又は柵の構造は、生け垣又は高さが1.8メートル以下のフェンスと植栽を組み合わせるものとするよう定めること

(市街化区域への編入)

第16条 地区計画の区域が市街化区域への編入要件を満たす場合は、市街地形成が進んだ段階で市街化区域へ編入することを原則とする。

2 市街化区域への編入要件を満たす区域で地区計画を定める際は、第10条に規定する合意形成を図る上で、市街化区域への編入が行われることについて、周知を図るものとする。

(指導又は助言)

第17条 町長は、必要があると認めるときは、地区計画素案の作成について指導し、又は助言することができる。

(委任)

第18条 この運用指針に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この運用指針は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第15条関係）

- |  |
|--|
| (1)食料品製造業 (2)飲料・たばこ・飼料製造業 (3)繊維工業<br>(4)木材・木製品製造業 (5)家具・装備品製造業<br>(6)パルプ・紙・紙加工品製造業<br>(7)印刷・同関連業 (8)化学工業 (9)石油製品・石炭製品製造業 |
|--|

- (10)プラスチック製品製造業 (11)ゴム製品製造業  
(12)なめし革・同製品・毛皮製造業 (13)窯業・土石製品製造業  
(14)鉄鋼業 (15)非鉄金属製造業 (16)金属製品製造業  
(17)はん用機械器具製造業 (18)生産用機械器具製造業  
(19)業務用機械器具製造業  
(20)電子部品・デバイス・電子回路製造業 (21)電気機械器具製造業  
(22)情報通信機械器具製造業 (23)輸送用機械器具製造業  
(24)その他の製造業

備考

製造業とは、日本標準産業分類表「E 製造業」に基づく上記の 24 種別を指す